

一 級 河 川 高 津 川 水 系
下 流 支 川 域 河 川 整 備 計 画

平成 27 年 3 月

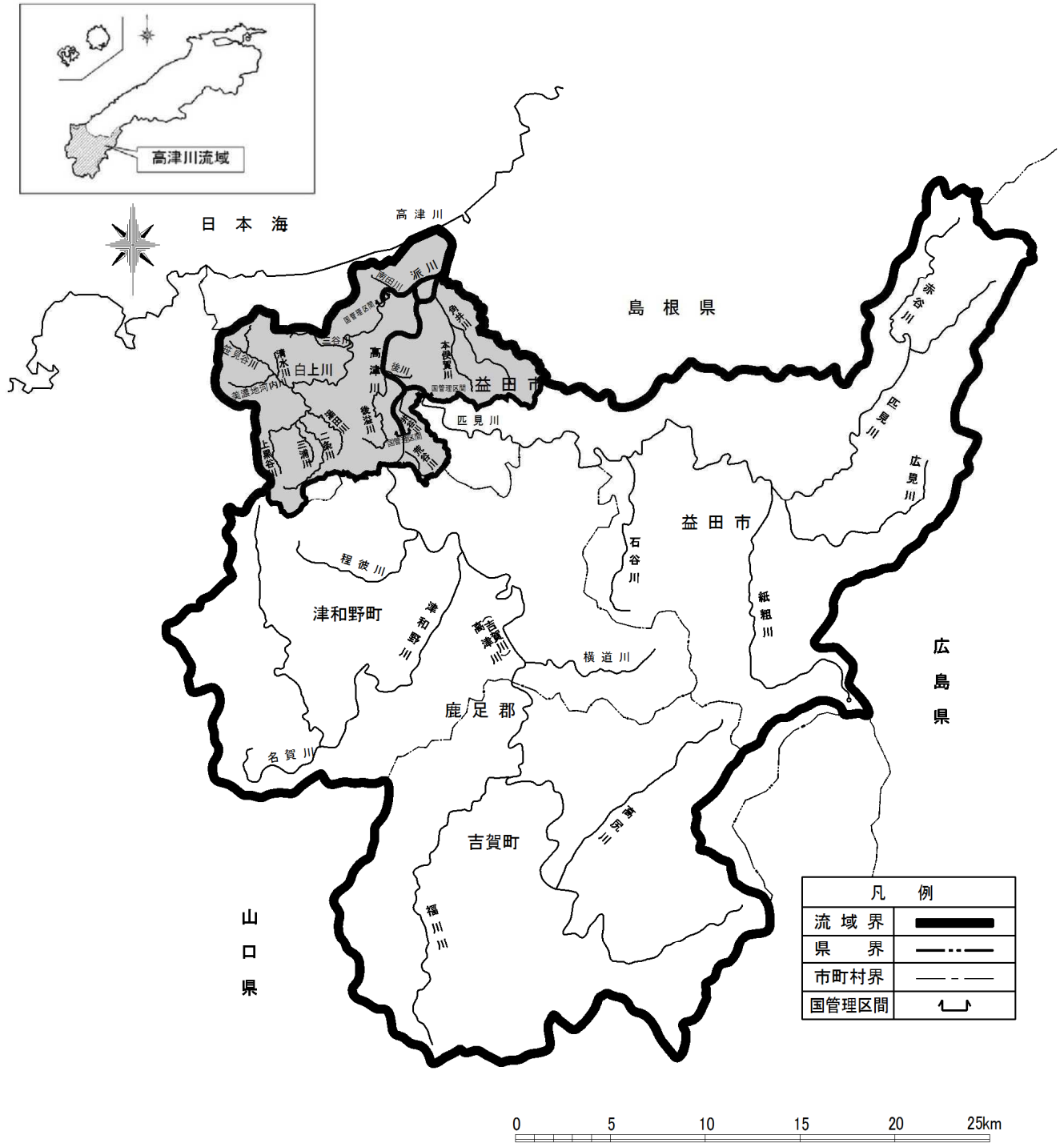
島 根 県

目 次

1. 流域と河川の概要	1
2. 河川整備計画の対象期間及び区間	4
2. 1 対象期間.....	4
2. 2 対象区間.....	4
3. 河川整備計画の目標に関する事項	6
3. 1 洪水等による災害の発生と防止又は軽減に関する事項.....	6
(1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革.....	6
(2) 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	8
3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	9
(1) 過去の治水概要、水利用の状況.....	9
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標.....	10
3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	11
(1) 河川環境の現状と人々との関わり.....	11
(2) 河川環境の整備と保全に関する目標.....	15
4. 河川の整備の実施に関する事項	16
4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	16
(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所.....	16
(2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	17
4. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	19
(1) 河道の維持管理.....	19
(2) 河川管理施設の維持管理.....	19
(3) 河川敷地の維持管理.....	20
5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	21
5. 1 河川情報の提供.....	21
5. 2 地域や関係機関との連携.....	21
(1) 河川愛護活動の支援.....	21
(2) 学識経験者等との連携.....	21
(3) 緊急時における対応.....	21
(4) 施設管理者や他機関との調整.....	22
(5) 地域が一体となった取り組み.....	22

1 流域と河川概要

たかつがわ しまねけんかのあしがぐんよしちちよう た のはら たかじりがわ ふくがわがわ
 高津川は、その源を島根県鹿足郡吉賀町 田野原に発し、高尻川、福川川等を合わせて北流し、
つわのちようにちはら つわ のがわ ますだし ひきみがわ しらかみがわ
 津和野町日原において津和野川を合わせ、さらに益田市において匹見川、白上川等を合わせて、
 益田平野を貫流し日本海に注ぐ、幹線流路延長 81km、流域面積約 1,090km² の一級河川です。この
 うち、高津川水系下流支川域は、益田市西部にまたがる流域面積約 120km² の圏域です。



(地形・地質)

本圏域は、8割以上を山地が占め平地は乏しく河川沿いに谷底平野、高津川河口部に平野が分布する程度です。圏域西部では主に第三紀に形成された集塊岩・凝灰角礫岩が分布し、北部は洪積世に形成された都野津層と呼ばれる砂礫層が分布しています。東部では、古生代に形成された片岩類及び弱変成ないし非変成古生層が分布し、北西から南東方向に断層が走っています。南部は、古生代に形成された鹿足層群とよばれる片岩類及び弱変成ないし非変成古生層が分布し、東一西方向に軸を持つ褶曲構造を有しています。

(気候)

気候は日本海型気候区に属しますが、出雲地方の冬に雨の多い北陸型とは異なり、夏に雨の多い北九州型の傾向が強いです。益田市における年間平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,600mmです。

(自然環境)

圏域では里山的な自然環境が残されており、圏域内ではツキノワグマなどの貴重な種をはじめ、里山的な自然環境の中で多くの種が生息しています。河川にはツルヨシが生育し、オイカワ、カマツカ、イシドジョウなどが生息しています。また、益田市柏原町付近の二条川はホタルの名所としてしられ、“みんなで守る郷土の自然”選定地域になっています。

イシドジョウ



写真：改訂しまねレッドデータブック HP

二条ホタルの里



写真：島根県環境生活部自然環境課 HP

(人口・産業)

島根県の人口は、昭和60年から平成22年までに約10%減少していますが、本圏域における減少は約8%となっています。なお、平成12年から平成17年においては約4%人口が増加しています。本圏域の産業は、江戸時代には製紙業、醸造業が営まれた記録はありますがその後衰退しました。また、明治後期から大正初期にかけて製糸業、窯業が営まれていましたがこれも衰退

しました。現在では、農林業が基幹産業となっています。圏域の産業別就業者構成比の推移をみますと、第一次産業就業者は近年横ばい、第二次産業就業者は減少傾向にあるのに対して、第三次産業就業者数は増加しています。

(歴史・文化)

本圏域は、大宝律令たいほうりつりょうに定められた石見国いわみのくにの国府の下に置かれた美濃郡みのぐんの郡家が設置された地域です。当時の美濃郡は、鹿足郡をも含んだ広大なエリアを持っており、本圏域がその中心となっていました。本圏域には、万葉歌人である柿本人麻呂かきのもとひとまるを祀る益田市高津町の柿本神社かきのもとじんじやがあり、神社本殿は島根県有形文化財として指定されています。

明治4年(1871年)廃藩置県が施行され、石見国は直ちに大森県おおもりけんとなり、一年を経ずして浜田県はまだけんになりましたが、明治9年(1876年)出雲、石見を併合して島根県が誕生しました。明治22年(1889年)には美濃郡益田町みのぐんが誕生し、昭和27年(1952年)には周辺村を合併し益田市が誕生し、平成16年(2002年)には美濃郡美都町みのぐんみとちよう・匹見町ひきみちようを編入合併し、現在の益田市に至っています。

(土地利用)

本圏域のほとんどが森林地域ですが、アカマツ植林、スギ・ヒノキ植林などの人工林が大部分です。谷底に開けたわずかな平野部が農地として利用されています。

(河川の特徴)

高津川水系下流支川域で最大の河川である白上川ありたちようは、益田市有田町東北の山間にその源を発し、山間部を穿入蛇行しながら流下しているが、山間部を抜けると流れは穏やかとなり、里山の景観を呈しています。



みのじちよう
益田市美濃地町付近



かわのぼりちよう
益田市川登町付近



しらかみちよう
益田市白上町付近

2 河川整備計画の対象期間及び区間

2.1 対象期間

高津川水系下流支川域河川整備計画における河川整備の対象期間は、概ね 15 年間です。

2.2 対象区間

高津川水系下流支川域河川整備計画における対象区間は、表-2.2.1 に示した法河川の全ての区間です。

表-2.2.1 対象区間一覧

河川名	対象区間
<small>たかつがわ</small> 高津川	国管理区間上流端から 1.10km
<small>しらかみがわ</small> 白上川	国管理区間上流端から 16.89km
<small>なんだがわ</small> 南田川	白上川合流点から 1.56km
<small>みたにがわ</small> 三谷川	白上川合流点から 3.28km
<small>にじょうがわ</small> 二条川	白上川合流点から 7.64km
<small>ゆだがわ</small> 湯田川	二条川合流点から 2.82km
<small>かみくろだにがわ</small> 上黒谷川	二条川合流点から 3.40km
<small>みうらがわ</small> 三浦川	上黒谷川合流点から 2.57km
<small>きよみずがわ</small> 清水川	白上川合流点から 1.30km
<small>みのじこうちがわ</small> 美濃地河内川	白上川合流点から 2.50km
<small>ささみだにがわ</small> 笹見谷川	白上川合流点から 1.00km
<small>つのがわ</small> 角井川	高津川合流点から 5.02km
<small>ほんまたががわ</small> 本俣賀川	角井川合流点から 2.80km
<small>うしろえきがわ</small> 後溢川	高津川合流点から 4.69km
<small>うしろがわ</small> 後川	高津川合流点から 1.35km
<small>いだにがわ</small> 井谷川	高津川合流点から 1.63km
<small>あらたにがわ</small> 荒谷川	高津川合流点から 1.30km

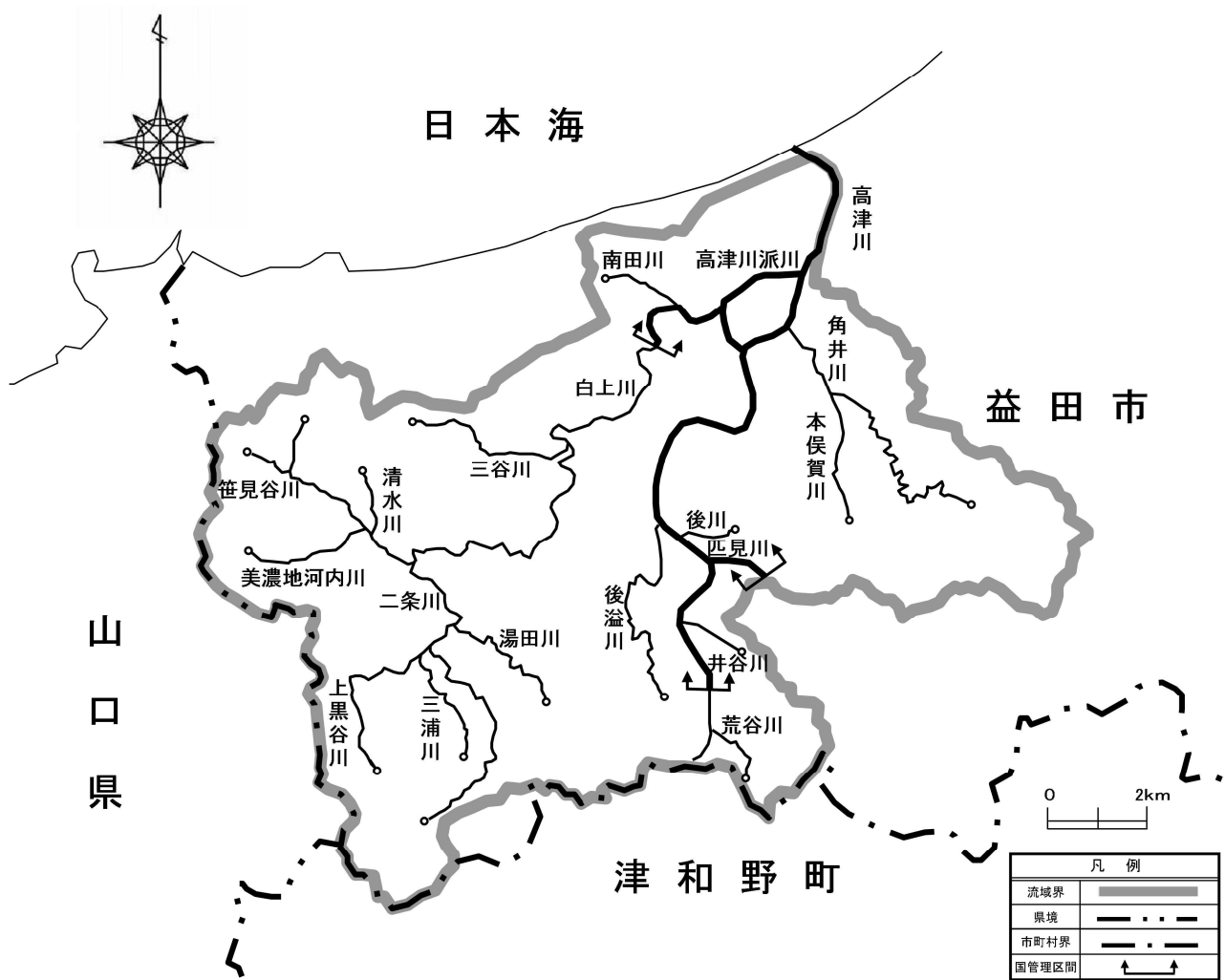


図-2.2.1 対象区間位置図

3 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革

高津川の本格的な治水事業は、昭和7年に島根県が匹見川合流点から河口までの築堤・掘削等の改修工事に着手したことから始まりました。この工事は昭和15年に竣工しましたが、昭和18年9月の未曾有の大洪水により、整備された堤防の大半は決壊し、昭和19年から昭和23年度まで国による災害復旧工事が行われました。

このほか、下流域においては昭和21年度から島根県が中小河川改良事業として益田市飯田地区いいだの派川と河口導流堤の改修に着手しました。また、昭和24年度からは建設省高津川改良工事として河床掘削、築堤、護岸整備、河道拡幅等の改修工事が実施されましたが、昭和26年に中小河川改修に変更となりました。昭和26年度から昭和27年度は国に工事の大部分を委託し、昭和28年以降は島根県により河川改修工事を実施してきました。

昭和42年6月に高津川は一級水系となり、それまで県が管理していた下流域の高津川本川14.2km、高津川派川2.75km、匹見川1.03kmの区間を国に引継ぎ（白上川2.0kmは昭和46年に編入）、昭和43年には基準地点高津において計画高水流量4,200 m³/sとした高津川工事実施基本計画が策定されました。

本圏域における白上川では、国管理区間上流について昭和42年より平成10年まで広域基幹(旧中小)河川改修事業により6.95kmが改修されました。また、昭和58年7月洪水で大きな被害を受けた白上川の二条川合流点から上流区間、及び各支川は災害復旧事業により改修が実施されました。平成11年からは、「安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業」による改修が実施され、現在は、防災・安全交付金事業として引き続き整備が進められており、おおどうばし大道橋下流までの改修が完了していますが、大道橋から二条川合流点までの区間が未改修となっており、十分な治水安全度が確保されていません。

高津川は、平成18年2月には、流域全体の治水計画の見直しが行われ、基準地点高角において計画高水流量4,900 m³/sとする高津川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けて平成20年7月に下流の国管理区間における高津川水系河川整備計画が策定されました。

近年では、平成11年6月、平成25年8月の豪雨により、白上川をはじめとする沿川において浸水被害が発生しています。過去の主要洪水とその被害状況について、表-3.1.1及び写真-3.1.1～3に示します。

表-3.1.1 過去の主要な洪水とその被害

生起年月	成因	雨量(mm)		人的被害 (名)	建物被害(棟)				被害額 (百万円)
		日雨量	時間雨量		全半壊	床上浸水	床下浸水	計	
S52.8	寒冷前線南下	76	61	0	0	0	305	305	45.6
S53.9	台風18号	112	60	0	2	0	205	207	267.8
S55.8	前線による大雨	134	42	0	0	38	552	590	2125.0
S56.6	梅雨前線による大雨	81	36	0	0	0	51	51	38.3
S58.7	梅雨前線による大雨	325	90	死者31 重傷19 軽傷48	1742	3724	1423	6889	82831.0
S60.7	梅雨前線による大雨	210	50	重傷1	7	51	519	577	2964.7
S63.7	梅雨前線による大雨	89	42	0	0	2	297	299	1957.6
H3.9	台風19号	59	10	軽傷2	3	0	5	8	1404.5
H5.7	台風5号	100	20	0	0	0	17	17	217.1
H7.7	梅雨前線による大雨	140	29	0	0	0	6	6	231.9
H9.7	台風9号	136	28	0	0	2	18	20	1620.1
H11.6	梅雨前線による大雨	178	44	0	0	0	83	83	1192.0
H12.8	低気圧による大雨	132	57	0	0	1	268	269	79.7
H17.9	台風14号	70	11	0	0	0	1	1	271.0
H25.8	前線による大雨	121.5	72	0	0	7	50	57	780.3

注)被害実績は、益田市全域を示す

出典: 気象庁HP益田観測所、島根県災害年報

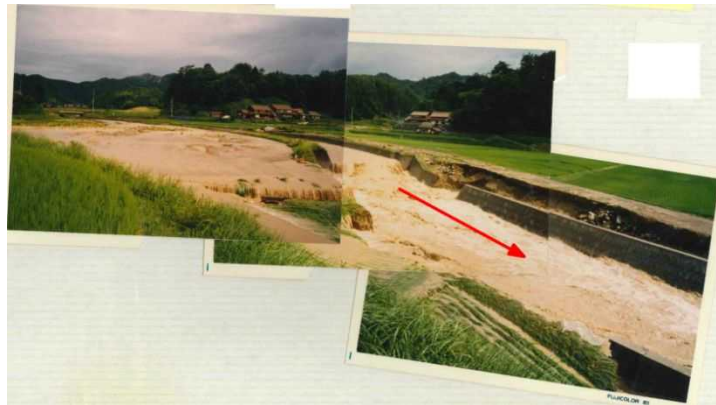


写真-3.1.1 白上川：美濃地町有田下（昭和58年7月）



写真-3.1.2 白上川：川登町（平成11年6月）



写真-3.1.3 白上川：美濃地町城九郎下^{みのじちやうじやうくわうしも}（平成 25 年 8 月）

（2）洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

高津川水系下流支川域では、昭和 58 年をはじめとして幾度も浸水被害を受けてきました。浸水被害の程度は、降雨の状況や流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、河川特性に応じて目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防ぐ必要があります。

白上川（美濃地地区）については概ね10年に1回程度の確率で発生する洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防止します。

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 過去の渇水概要、水利用の状況

高津川水系下流支川域は山地が大部分を占め、点在する谷底平野で農業が営まれており、圏域の河川水は本圏域に住む人々の生活基盤を支えています。高津川水系下流支川域には許可水利9件の水利使用があり、農業用水として約530haのかんがい用水に利用されています。また、本圏域の最大支川である白上川では、慣行水利権34件の水利使用があり、約120haのかんがい用水に利用されています。

漁業については、高津川の本支川全域で漁業権（内共第9号）が設定されており、アユ・コイ・フナ・ヤマメ（アマゴ含む）・ウナギ・オイカワ（ハエ）・ゴギ（イワナ含む）・モクズガニを対象とした竿釣りや投網漁などが行われています。特にアユ釣りや溪流釣りが盛んであり、解禁の季節には多くの釣り人で賑わいます。

本圏域は、昭和14年の大干害以降、近年では大きな渇水被害は発生していません。平成6年には県下40市町村に渇水対策本部が設置され節水の呼びかけ等の広報活動が行われましたが、本圏域では大きな被害の発生には至りませんでした。

高津川水系の利水基準点である神田観測所（益田市神田町）における昭和51年から平成25年までの流況を表-3.2.1に示します。

表-3.2.1 神田観測所流況（流域面積 614.6km²）（単位：m³/s）

	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量	年平均流量
最 小	18.9	10.4	5.5	1.6	0.4	18.3
平 均	29.9	16.9	10.6	5.5	4.2	29.5

注) 昭和61年、平成14年及び17年は欠測

[備考]

- 豊水流量 : 1年を通じて95日はこれを下らない流量
- 平水流量 : 1年を通じて185日はこれを下らない流量
- 低水流量 : 1年を通じて275日はこれを下らない流量
- 渇水流量 : 1年を通じて355日はこれを下らない流量
- 最小流量 : 1年を通じて最小の流量
- 年平均流量 : 日平均流量の1年の総計を当年度日数で除した流量

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の現状と人々との関わり

いいだつりばし

高津川流域は、生活環境の保全に関する環境基準が飯田吊橋を境に下流側はA類型、上流側はAA 類型に指定され、各地点で水質観測が継続的に実施されています。調査項目のうちBOD（生物化学的酸素要求量）について見ると、近年環境基準を満足し、0.5mg/l 以下の良好な状態を維持しています。

また、国土交通省が公表した平成22、23、24、25年の全国一級河川の水質ランキングでは、高津川は4年連続全国1位になりました。

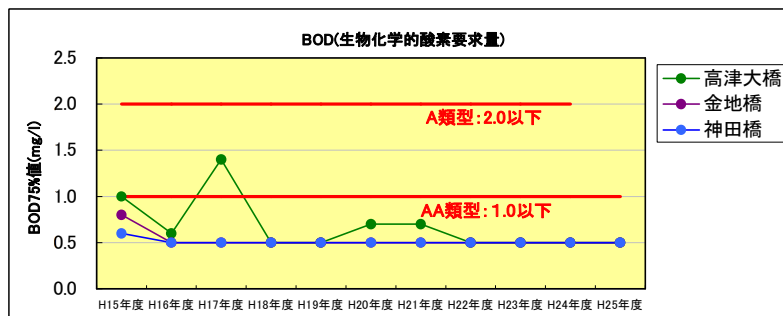


図-3.3.1 BOD（生物化学的酸素要求量）の推移

出典：公共用水域・地下水水質測定結果報告書（島根県環境政策課）

注) 環境基準値は県が河川ごとに定めた人の健康と生活環境を守るための目標値です。BOD とは、バクテリアが水中の有機汚濁物質を分解するのに要する酸素量で、水の汚れの指標となり、値が大きいほど水が汚れていることを意味します。75%値とは、年間観測データを良い方から並べた時の上から75%目の数値です。

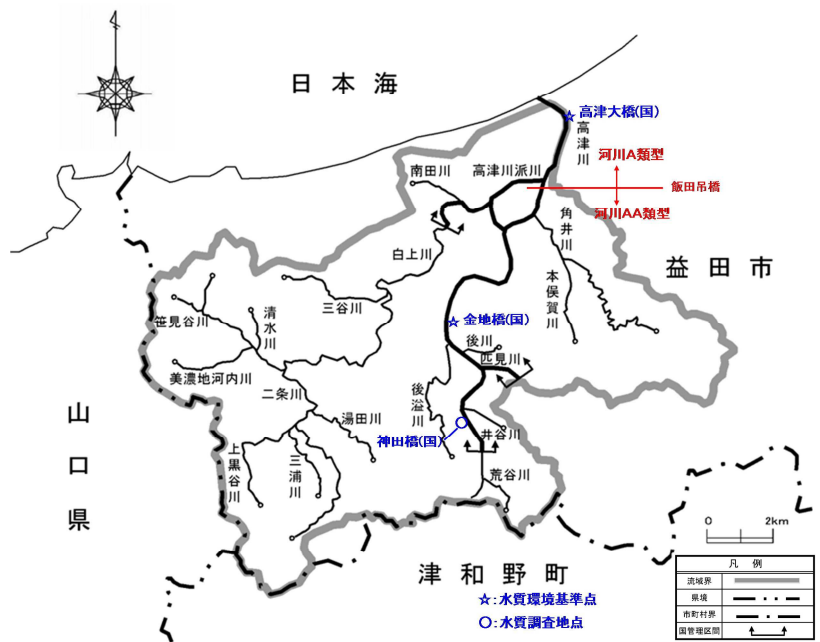


図-3.3.2 水質調査位置図

本圏域は、益田市の中心市街地とも近く里山的な自然が残された地域であり、河川水質が良好で大きなダム等もないことから豊富な魚種が生息しています。特に、イシドジョウ(学名:*Cobitis takatsuensis* Mizuno, 1970) といった新種が発見されており、発見地にちなんだ学名がつけられています。

一方で、特定外来生物として、哺乳類のアライグマ、両生類のウシガエルが確認されています。



イシドジョウ



カジカガエル

写真：改訂しまねレッドデータブック HP

表-3.3.1 高津川水系下流支川域で確認された主な在来の生き物

分類群	種名
植物	ツルヨシ、スギナ、ヤブソテツ、ヒノキ、ネコヤナギ、アラカシ、コナラ コバンモチ(島 NT)、タイミンタチバナ(島 NT)、ミクリ(島 NT 環 NT)、タコノアシ(島 VU 環 NT) 等
哺乳類	タヌキ、キツネ、テン、イノシシ、ニホンザル、ニホンイタチ(島 NT)、ホンドジカ、 ツキノワグマ(島 CR+EN、環 LP) 等
鳥類	カワウ、カルガモ、カイツブリ、ヒヨドリ、ヤマガラ、ホオジロ、モズ、 ハイタカ(島 DD、環 NT)、ヤマセミ(島 VU)、ノビタキ(島 DD)、ミサゴ(島 VU 環 NT) 等
爬虫類	クサガメ、シマヘビ、ヤマカガシ 等
両生類	ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエル、ヌマガエル、アカハライモリ(環 NT)、 モリアオガエル(島 NT)、カジカガエル(島 NT)、トノサマガエル(環 NT) 等
魚類	コイ、オイカワ、タカハヤ、カマツカ、ドンコ、ヨシノボリ属の一種※、ウグイ、ギギ、イトモロコ、 ドジョウ(環 DD)、イシドジョウ(島 CR+EN、環 EN)、メダカ南日本集団(環 VU)、 カマキリ(アユカケ)(島 NT 環 VU)、カジカ属の一種※等 ※確認された種が不明のためこのように記載
昆虫類	ナツアカネ、ウスイロササキリ、ベニシジミ、キトンボ、ハッチョウトンボ(島 VU)、 ゲンバイトンボ(島 VU 環 NT)、クツワムシ、ギフチョウ(島 VU、環 VU)、 ヒメハルゼミ(島 NT)、アオヤンマ(島 NT 環 NT) 等
底生動物	ヌマエビ、ヌカエビ、モクズガニ、カワニナ

※島：しまねレッドデータブック2013植物編(平成25年3月発行)、2014動物編(平成26年3月発行)

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)、VU：絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種)、
NT：準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)、DD：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

環：環境省第4次レッドリスト(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物、植物は平成24年8月
公表版、魚類は平成25年2月公表版)

EN：絶滅危惧ⅠB類(絶滅の危険性が高い種)、VU：絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)

NT：準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性の
ある種)

DD：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

LP：絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)



① 白上川: 益田市有田町地先



② 白上川: 笹見谷川合流点



③ 白上川: 美濃地河内川合流点



④ 白上川: 二条川合流点



⑤ 白上川: 益田市美濃地町地先



⑥ 白上川: 益田市川登町地先



⑦ 白上川: 益田市白上町地先



⑧ 白上川: 益田市市原町地先

写真-3.3.1 河道の状況

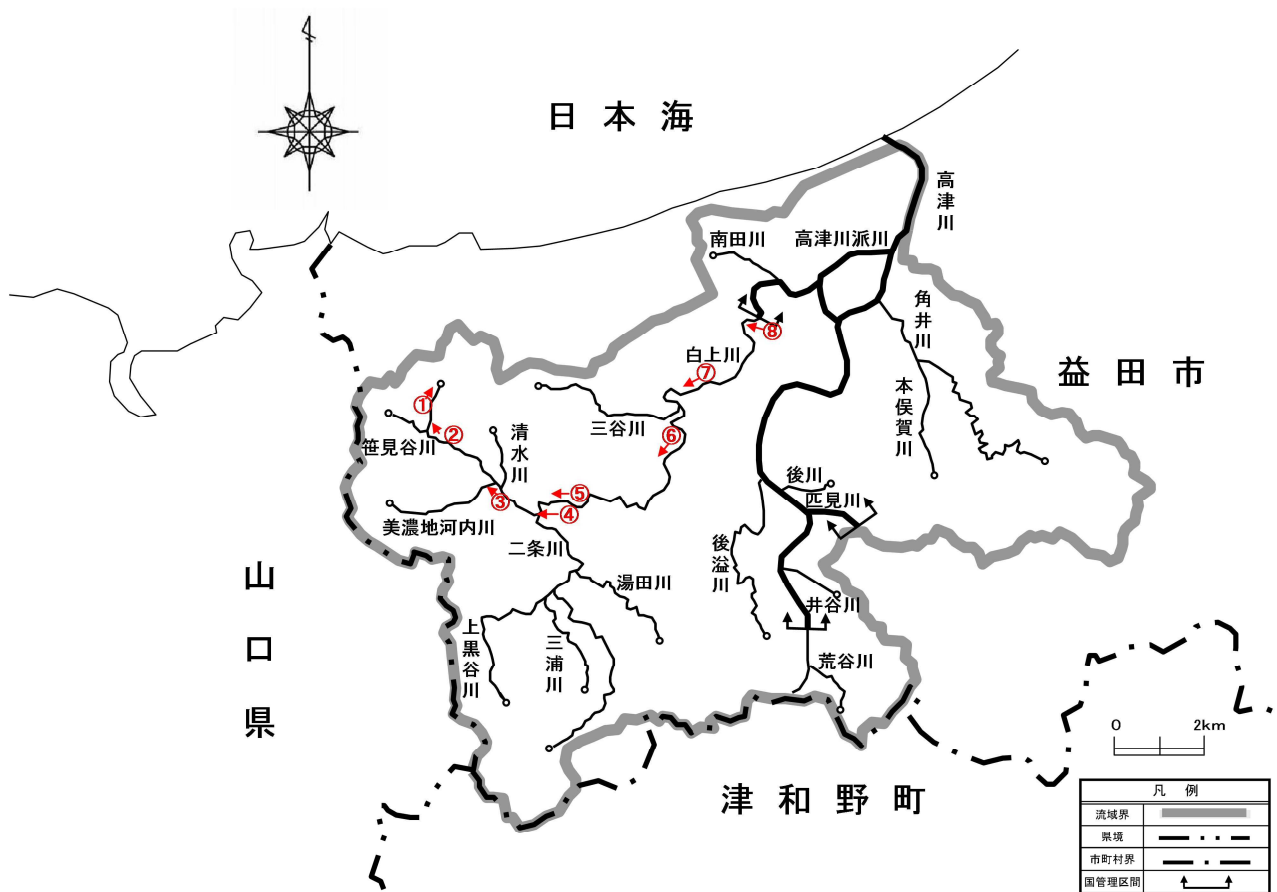


図-3.3.3 写真位置図

高津川水系下流支川域では、川と人々との関わりは深く、川の自然環境を活かしたイベント等が数多くあります。高津川及びその支川はアユ漁の解禁の季節になると多くの釣り人で賑わい、各町では河原でアユやヤマメのつかみ取り、いかだ流し大会などのイベントを毎年開催しています。さらに、高津川下流では、祭礼行事等に河川空間が利用されています。

また、二条川では「二条川ほたるまつり」が開催され多くの人々が参加し賑わっています。



写真-3.3.2 益田水郷祭
出典：益田市刊観光パンフレット



写真-3.3.3 高津川いかだ流し大会
出典：益田市HP



写真-3.3.4 二条ほたるまつり
出典：二条だより第94号

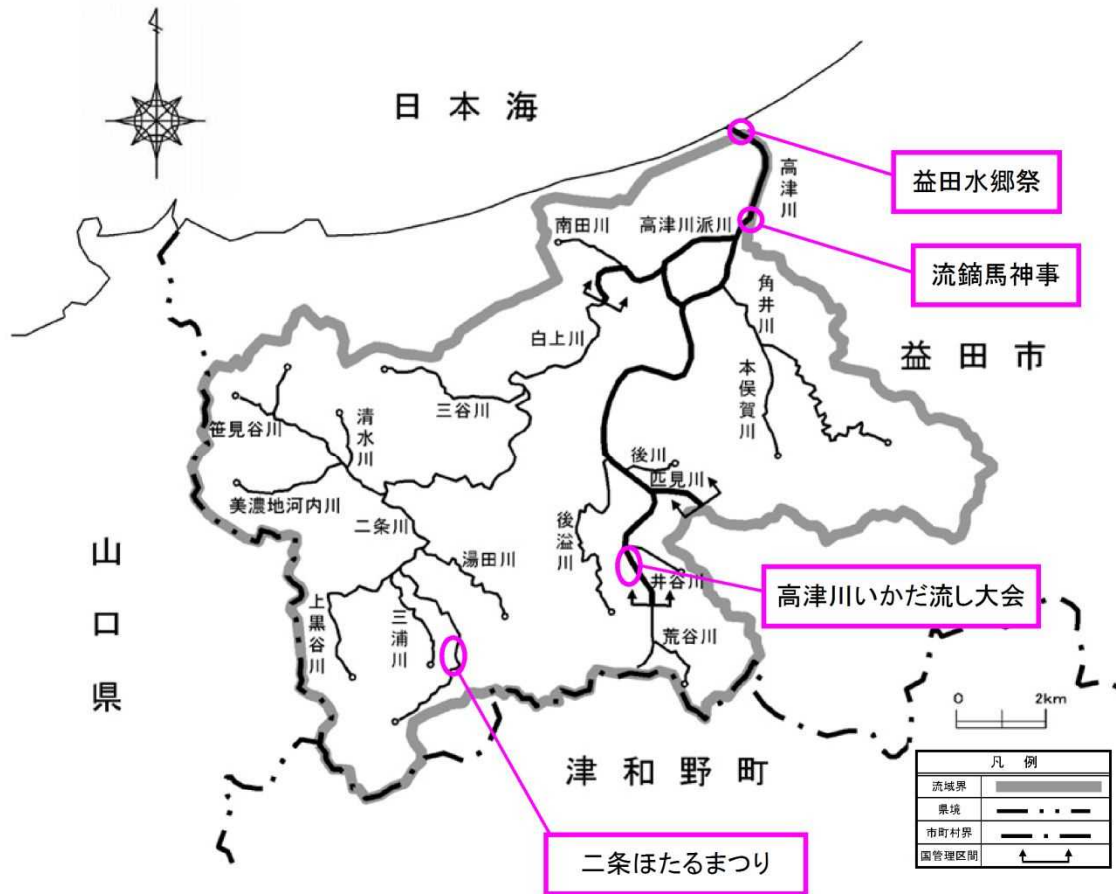


図-3.3.4 河川の利用状況

(2) 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用い、在来動植物の良好な生息・生育環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。

また、周辺の景観、流域の歴史・文化および背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。

4 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所

白上川(美濃地地区)において、概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水に対して、沿川の家屋などの浸水被害を防ぐため、かわのぼりちょう益田市川登町地先からみのじちょう美濃地町地先までにおいて河道改修を行います。

河川工事を実施する施行の場所及び種類を表-4.1.1に、施行位置図を図-4.1.1に示します。

表-4.1.1 施行の場所及び河川工事の種類

河川名	施行の場所	河川工事の種類
白上川(美濃地地区)	益田市川登町地先～美濃地町地先	堰撤去、護岸整備、築堤

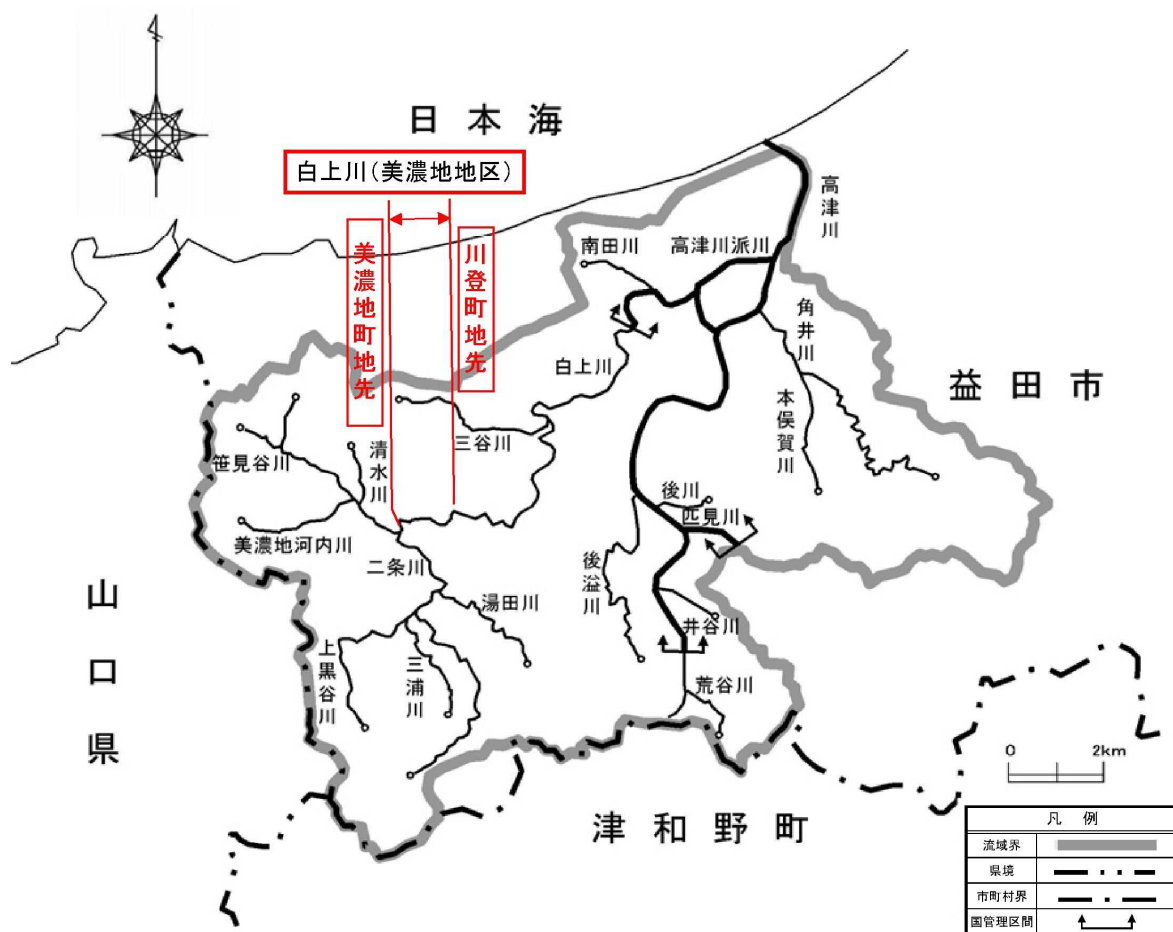


図-4.1.1 施行位置図

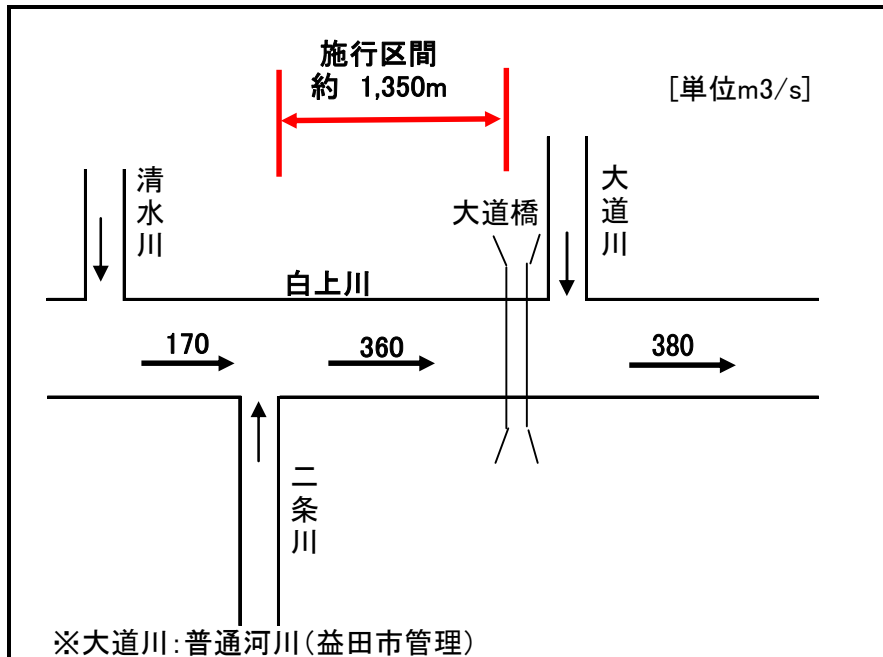


図-4.1.2 高津川水系下流支川域整備計画目標流量図

(2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

改修にあたっては、現況の瀬や淵を極力活かしながら河道幅を拡幅し、護岸等は植生の復元や水際の多様化を図れる工法を用います。併せて、特定外来生物が確認された場合には、法律に従い移出入の防止に努めます。

また、安全で適正な利用ができるよう、適所に階段やスロープ等を設けます。河床については、現況の形状を出来るだけ活かし、生態系の保全に配慮した計画とします。

なお、工事の実施においては貴重種等の生育・生息及び遺跡等が確認された場合、各分野における専門家の意見を聴いたうえで現地の状況に応じた適切な処置を図ることとします。

白上川（美濃地地区）の平面図、横断図を図-4.1.3、図-4-1.4、図-4-1.5に示します。



図-4.1.3 白上川（美濃地地区）平面図

※改修におけるイメージ横断面図です
 実施にあたっては、現地に応じて変更することがあります

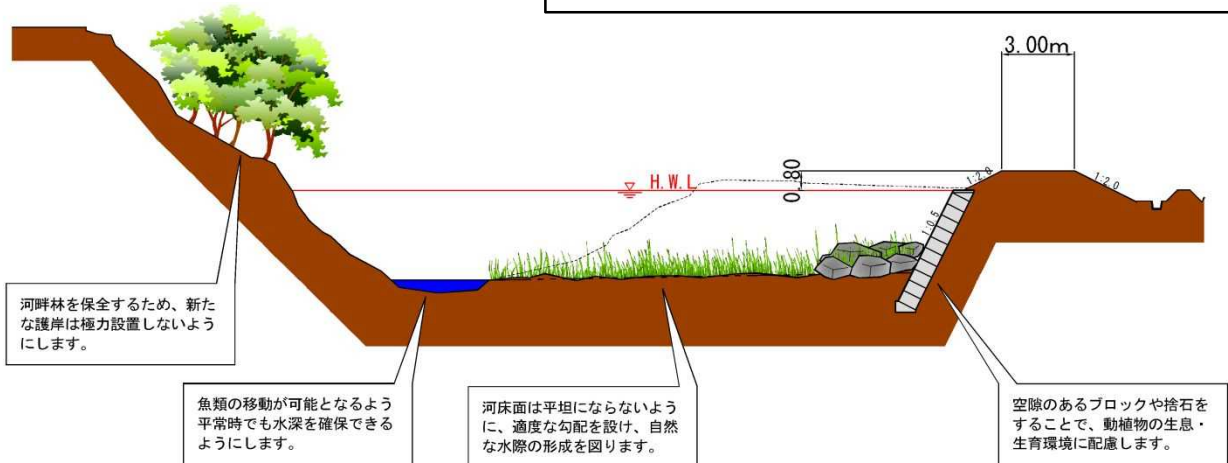


図-4.1.4 白上川(美濃地地区)横断面図 (福永橋下流付近)

※改修におけるイメージ横断面図です
 実施にあたっては、現地に応じて変更することがあります

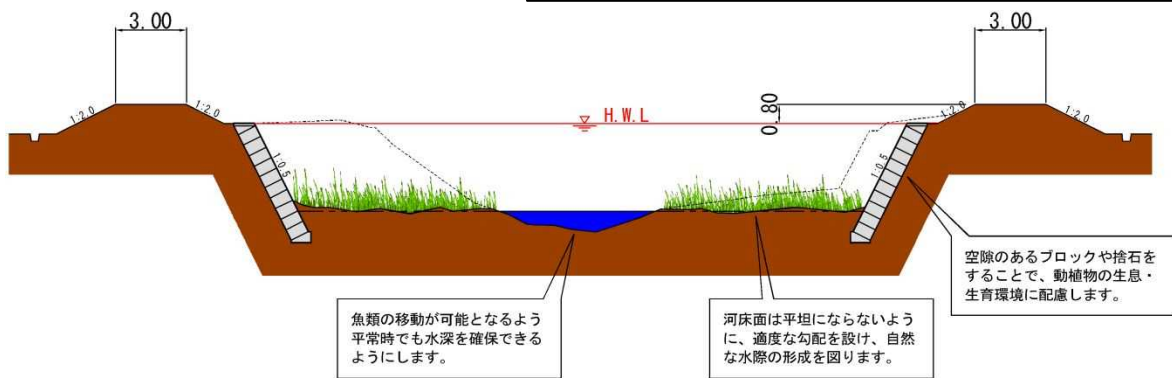


図-4.1.5 白上川(美濃地地区)横断面図 (長畑堰下流付近)

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、生息種が豊富で水環境の良好な高津川水系下流支川域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河道の維持管理

河道の流下能力を確保するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、地域状況等を考慮し、必要に応じて対策を実施します。

1) 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に阻害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

2) 伐採、除草等による維持

河道内立木の繁茂状況を定期的に調査し、洪水等の安全な流下や河川管理施設の管理に支障となる場合は、関係機関や愛護団体と連携・協力し、立木の伐採、除草等を計画的に行います。

また、特定外来植物の生息の拡大により治水上の悪影響が懸念される場合には、関係機関と連携し駆除等に努めるとともに、特定外来植物の伐採、除草を行う際は、法律に従い適切に処理を行い拡散防止に注意を払います。

(2) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、河川巡視や点検の実施により異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行います。また、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの機能をより長く発揮するため、長寿命化計画を策定し、必要に応じて老朽化対策を実施します。

なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に適切な維持管理がなされるように施設管理者を指導します。

1) 堤防・護岸

堤防のクラック、護岸の目地切れや沈下、ブロックの脱落、はらみ出し等は、堤防・護岸の機能に支障が生じる原因となることから、発見した場合には必要な対策を講じます。

2) 樋門・樋管等

コンクリートの劣化、沈下、クラック等、施設の機能に支障が生じる原因を発見した場合には必要な対策を実施します。

(3) 河川敷地の維持管理

1) 河川敷地の適正な利用

河川敷地を良好な環境に保つため、占有者に対しては、施設の維持・点検・修復、安全面の管理体制および緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適切な維持管理に努めます。

2) 不法投棄対策

不法投棄は河川環境を悪化させるため、河川巡視を行うとともに、関係機関と連携し適切に対応します。

5 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

5.1 河川情報の提供

多様化する流域住民のニーズに応えるため、河川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することによって、河川愛護の普及や河川整備に広く理解が得られるよう努めます。

災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」の「しまね防災情報」を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供することにより、適切な河川管理や防災体制の一層の充実を図ります。

また、益田市と連携して、非常時に危険箇所や避難場所等を示した洪水ハザードマップの普及推進を行うとともに、益田地域の各地区で実施されている地域住民による防災活動等とも連携しながら住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援します。

5.2 地域や関係機関との連携

(1) 河川愛護活動の支援

高津川をはじめ各河川は、地域の身近な自然環境として優れた自然体験の場であり、また地域の歴史・文化に触れる場であるとともに、河川美化活動等を通じて社会のルールやマナーを学ぶ場でもあります。高津川水系下流支川域の良好な河川環境を後世に引き継いでいくため、川に対する関心が高まるよう「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」などを通じて、地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援、地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援に努めます。

(2) 学識経験者等との連携

多自然川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施工に関しては、継続的な生物調査等を行い、関係機関の協力を得ながら必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。

(3) 緊急時における対応

河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、平常時から防災意識の向上を図り、関係機関と連携して河川水位や雨量情報などの取得方法を流

域住民に周知します。また、益田市との連携による水防活動の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等、関係機関や自主防災組織、地域住民等と協力して総合的な被害軽減対策を講じます。

洪水氾濫のおそれがある場合や発生時には、益田市や自主防災組織など水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、渇水時には国土交通省と連携し河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

水質事故が発生した場合には、「高津川水系水質保全連絡協議会」及び「島根県水質汚濁防止連絡協議会」を通じて事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び益田市や国土交通省などの関係機関と協力して行います。

(4) 施設管理者や他機関との調整

流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図ります。

また、関係機関との連携により、特定外来生物の生育・生息状況の把握に努めます。

取水堰等の許可工作物については、治水上の安全性を保持するため、施設管理者に対し適切に管理するよう指導します。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して環境の保全にも配慮するよう指導します。

兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。

(5) 地域が一体となった取り組み

良好な水資源の確保や県土保全を担う森林等をはじめとする高津川流域内の環境が地域共有の財産であるという認識のもとに、河川整備、利用並びに環境に関する地域の意見を十分に把握し、地域と一体となった河川整備の推進に努めます。

また、高津川水系では、洗剤の適正量使用や廃油・米のとぎ汁を流さないなどの取り組みが住民により実施されています。高津川水系の良好な水質を保全していくためには、行政、事業者、住民及び民間団体等が一体となって、水質浄化へ向けた意識（「みんなで高津川をきれいに」）の向上を図るとともに、引き続きそうした水質浄化への取り組みを一人一人が行っていくことが大切です。